

「e-Japan 重点計画 - 2002」(案)パブリックコメントの結果概要

意見の数

- 1．総件数：318 件（白紙、重複を除いた有効件数）
- 2．意見提出者の内訳（詳細については別紙 1 参照）
 - ・ 企 業： 29 件
 - ・ その他の団体：26 件
 - ・ 外国政府： 1 件
 - ・ 個 人： 262 件

「e-Japan 重点計画 - 2002」の項目ごとの代表的意見

（注）上記意見 1 件で複数の項目に意見が出されている場合があるため、各項目別の数の合計は、上記件数と一致しない。

1．基本的な方針（21 件）

- ・ 官民の役割分担を明確にすべき。
- ・ 規制改革を推進すべき。
- ・ 利用者の視点を重視すべき。

2．重点政策 5 分野

世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成（174 件）

- ・ 公正競争を維持させるための施策が必要。
- ・ 規制改革は消費者のために行われるべき。
- ・ 規制緩和だけでは利用は延びない。
- ・ 高速・超高速インターネットの普及を推進すべき。
- ・ 通信インフラに必要な安全性や信頼性が軽視されている。
- ・ 電波の有効利用促進策としてのオークション方式には慎重を期すべき。
- ・ 電波の再配分について今から取り組むことが重要。
- ・ 公共・民間を問わずダークファイバの開放を進めるべき。

- ・ 公的機関のダークファイバの提供については、民間の投資意欲を阻害しないようにすべき。
- ・ 電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大に反対。
- ・ 条件不利地域のネットワーク形成について積極的に推進すべき。
- ・ 一種・二種事業区分を含め、規制は最小限のものとすべき。
- ・ NTT の在り方について、公正競争を進める観点から見直すべき。
- ・ NTT の在り方の見直しの項目は削除すべき。
- ・ 事業者選択のための公正な情報提供、相談窓口の強化が必要。
- ・ 地上デジタル放送を計画どおり推進すべき。
- ・ 放送を IP 網で伝送することは技術や著作権面で問題。
- ・ 地上波テレビ放送に関する制度は通信とは別個の考え方が必要。
- ・ 通信・放送の融合の検討に際し、放送事業者等の意見を十分に聴取すべき。
- ・ ネットを利用した放送を目指すべき。

教育及び学習の振興並びに人材の育成（38 件）

- ・ 教育の現場で、子ども達に IT の基礎を正しく教えるべき。
- ・ 全ての生徒が自分の IT 環境を保有できる体制を整えるべき。
- ・ ノートパソコン等を用いて IT 学習を支援すべき。
- ・ 国民が IT を無意識に活用できるような能力の向上を図るべき。
- ・ 障害者・高齢者のための IT 能力向上の機会が与えられるべき。
- ・ 高度な数学等の知識や思考力を備えた IT 技術者の養成が重要。
- ・ コンテンツ・クリエイターの養成やモラル教育が必要。

電子商取引等の促進（36 件）

- ・ IT 利用を増大させるための視点を強化すべきである。
- ・ コンテンツに関するモデル契約書は政府主導で統一的に策定すべきではない。
- ・ 国際標準の形成や国際競争力の向上を視野に入れた取組を重視すべき。
- ・ 迷惑メール対策の充実を図るべき。
- ・ 映像による生体への影響や安全性の確保に関する施策も盛り込むべき。

行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進（35 件）

- ・ 電子政府・電子自治体の具体的利便性がわからない。
- ・ 行政手続の単なる電子化のみでなく、手続自体の廃止・簡素化を実施すべき。
- ・ 地方公共団体の負担やコストの低減化モデルの作成が必要。
- ・ GIS の地方公共団体への普及策が必要。
- ・ ETC 利用者インセンティブの強化等、ITS の推進をすべき。

高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保（15 件）

- ・ 情報セキュリティに関する普及啓発活動が重要。
- ・ 個人情報保護に関する法的環境整備が必要。
- ・ 個人情報保護法案は国民やメディアの表現活動等に法的制約を与える。
- ・ 情報セキュリティに関する基盤技術開発の推進が必要。
- ・ 市町村、企業・団体等の情報セキュリティに関する専門家育成が必要。
- ・ ハイテク犯罪等における法制度の整備、国際連携が重要。

3．横断的な課題（92 件）

- ・ 子ども等に対する映像の生体影響についての研究が必要。
- ・ 国益の確保等のため、日本の技術が国際標準を取るような取組を行うべき。
- ・ 障害者、高齢者、子どもに配慮した機器の開発・普及を図ることが必要。
- ・ 有害情報の青少年への影響についての対応が必要。

4．その他（8 件）

- ・ パブリックコメントを活用すべき。

意見を踏まえた「e-Japan 重点計画 - 2002」(案)の修正

→パブリックコメントを踏まえ、17 か所について修正（詳細は別紙 2 参照）

意見提出者一覧（五十音順）

（注）一企業・団体で複数件数の意見を提出している場合があるため、件数と企業・団体数は一致しない。

１．企業（２９件）

イーアクセス株式会社
イーピー放送株式会社／イーピー株式会社
イツツ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社インフォシティ
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社クロス・カルチャー
株式会社ケイ・オブティコム
ケイディーディーアイ株式会社
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社
コダック株式会社（ドキュメントイメージング事業部）
有限会社山陽ケーエスシー
ジェイフォン株式会社
シャープ株式会社（技術戦略企画室）
株式会社ジュピターテレコム
株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ
全国朝日放送株式会社
株式会社ソフトフロント
東京電力株式会社
株式会社東京放送
日本テレコム株式会社
日本テレビ放送網株式会社
パナソニック映像株式会社
株式会社ブイシンク
フジテレビジョン株式会社
ボーダフォングループ Plc
マイクロソフト株式会社
株式会社有線ブロードネットワークス

２．その他の団体（２５件）

財団法人イメージ情報科学研究所
社団法人衛星放送協会
関東甲信越東海 GIS 技術研究会
岐阜県
九州 GIS 技術研究会
グローバルプロジェクト推進機構 JEARN
こどもメディア研
情報通信ネットワーク産業協会
全国通信用機器材工業協同組合
地理情報システム学会
電子自治体実証プロジェクト協議会
社団法人電子情報技術産業協会
社団法人電信電話工事協会
社団法人電波産業会
東北大学（加齢医学研究所）
社団法人日本アマチュア無線連盟
日本司法書士連合会
日本放送協会
社団法人日本民間放送連盟
ビジネス ソフトウェア アライアンス
福岡県

３．外国政府（１件）

在日米国大使館

４．個人（２６３件）

「e-Japan 重点計画 - 2002」(案)の修正

	修正前	修正後
1	基本的な方針 3. 基本方針 (2)重点政策 5 分野 ・・・目標達成との連関性において精査の上、「e-Japan 重点計画 - 2002」に取り込むものとする。 具体的には、重点政策 5 分野のそれぞれにおいて、その課題と方向性、主要施策について、概要以下のような取組を行うこととしている。	基本的な方針 3. 基本方針 (2)重点政策 5 分野 ・・・目標達成との連関性において精査の上、「e-Japan 重点計画 - 2002」に取り込むものとする。 <u>なお、これらの取組に当たっては、内外の意見を十分考慮するとともに、特に IT 利用者の立場に配慮することが必要である。</u> 具体的には、重点政策 5 分野のそれぞれにおいて、その課題と方向性、主要施策について、概要以下のような取組を行うこととしている。
2	重点政策 5 分野 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 (2)施策の意義 また、これらの高速・超高速ネットワークの形成は、ネットワークの高速・超高速化とアプリケーション(ネットワークの利用)の高度化が相互に刺激して好循環を発生し、これらの動きすべてが加速されていくという観点が重要である。すなわち、ネットワークの利用の増大・多様化が新たなネットワークへの投資意欲を生みだし、新たなネットワークの下で先進的な利用と新たな需要が生まれていくのである。したがって、人材育成の強化や電子商取引等の促進、行政の情報化等の施策と総合的かつ一体的に推進されることが重要である。	重点政策 5 分野 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 (2)施策の意義 また、これらの高速・超高速ネットワークの形成は、ネットワークの高速・超高速化とアプリケーション(ネットワークの利用)の高度化が相互に刺激して好循環を発生し、これらの動きすべてが加速されていくという観点が重要である。すなわち、ネットワークの利用の増大・多様化が新たなネットワークへの投資意欲を生みだし、新たなネットワークの下で先進的な利用と新たな需要が生まれていくのである。したがって、人材育成の強化や電子商取引等の促進、行政の情報化等の施策と総合的かつ一体的に推進されることが重要である。<u>こうした取組により、高速・超高速インターネット加入率・加入者数の一層の増加とその利用の高度化が期待される。</u>

	修正前	修正後
3	(4)具体的施策 自由かつ公正な競争環境の整備の促進 ア)自由かつ公正な競争の促進 イ)インターネット時代に対応した新たな競争の枠組みの検討(総務省) 電話の時代からインターネットの時代へとネットワーク構造や市場構造が大きく変化を遂げつつある中、こうした変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を<u>含む</u>競争の枠組みについて見直し、2002 年度中に<u>一定</u>の結論を得る。	(4)具体的施策 自由かつ公正な競争環境の整備の促進 ア)自由かつ公正な競争の促進 イ)インターネット時代に対応した新たな競争の枠組みの検討(総務省) 電話の時代からインターネットの時代へとネットワーク構造や市場構造が大きく変化を遂げつつある中、こうした変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、電気通信事業法における一種・二種の事業区分を<u>廃止する等</u>競争の枠組みについて見直し、2002 年度中に結論を得る。
4	2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成 (4)具体的施策 IT 分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発 エ)コンテンツ・クリエイター - の育成 高度情報通信ネットワーク社会の実現のためには、インフラ、ハード、ソフトのみならず、インターネットを通じて提供されるコンテンツの充実が不可欠である。そこで、世界最高水準のコンテンツを制作できるクリエイター - を育成して日本のコンテンツ発信能力を強化するため、制作ツールの開発や制作支援等、<u>優秀な</u>コンテンツ・クリエイター - の育成・活躍のための環境を整備するとともに、ベンチャー起業に対する支援を充実し、コンテンツ・クリエイター - が起業しやすい環境を整備する。	2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成 (4)具体的施策 IT 分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発 エ)コンテンツ・クリエイター - の育成 高度情報通信ネットワーク社会の実現のためには、インフラ、ハード、ソフトのみならず、インターネットを通じて提供されるコンテンツの充実が不可欠である。そこで、世界最高水準のコンテンツを制作できるクリエイター - を育成して日本のコンテンツ発信能力を強化するため、制作ツールの開発や制作支援等、<u>優秀かつモラルの高い</u>コンテンツ・クリエイター - の育成・活躍のための環境を整備するとともに、ベンチャー起業に対する支援を充実し、コンテンツ・クリエイター - が起業しやすい環境を整備する。
5	3. 電子商取引等の促進 (4)具体的施策 商取引の電子化の加速的推進 電子商取引市場への参加者の増大を図るため、適正な競争が可能となる事業環境の整備、新しいビジネス創出と産業競争力の向上に<u>資する</u>諸般の条件整備を行う。	3. 電子商取引等の促進 (4)具体的施策 商取引の電子化の加速的推進 電子商取引市場への参加者の増大を図るため、適正な競争が可能となる事業環境の整備、<u>企業における IT 活用の促進等による</u>新しいビジネス創出と産業競争力の向上に<u>向けた</u>諸般の条件整備を行う。

	修正前	修正後
6	ア) 適正な競争条件の確保 ）デジタルコンテンツの制作者、権利者、流通事業者のそれぞれが正当な報酬を得ることのできる環境の整備のため、2002 年度中に、コンテンツ市場における競争政策のあり方の整理、コンテンツに関するモデル契約書の策定等を行う。（経済産業省）	ア) 適正な競争条件の確保 ）デジタルコンテンツの制作者、権利者、流通事業者のそれぞれが正当な報酬を得ることのできる環境の整備のため、2002 年度中に、<u>市場実態も踏まえ</u>、コンテンツ市場における競争政策のあり方の整理、コンテンツに関するモデル契約書の策定等を行う。（経済産業省）
7	イ) 新しいビジネスの創出と産業競争力の向上 IT を活用した新たなビジネスの創出・産業競争力の向上に資するよう、その基礎となる知的財産権の適正な保護及び利用を図るとともに、事業者が積極的に IT を活用するような事業環境の整備のための諸般の施策を実施する。	イ) 新しいビジネスの創出と産業競争力の向上 IT を活用した新たなビジネスの創出・<u>国際的な産業競争力の向上</u>に資するよう、その基礎となる知的財産権の適正な保護及び利用を図るとともに、事業者が積極的に IT を活用するような事業環境の整備のための諸般の施策を実施する。
8	消費者保護対策の充実 イ) 消費者に対する情報提供等 ）迷惑メール問題に早急かつ適切に対応するため、2002 年 4 月 11 日に成立した「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の早急な施行に努めるとともに、迷惑メールにかかる苦情処理体制の充実、指定法人による適正化業務の遂行に向けた環境整備等所要の施策を 2002 年度中に講ずる。（総務省）	消費者保護対策の充実 イ) 消費者に対する情報提供等 ）迷惑メール問題に早急かつ適切に対応するため、2002 年 4 月 11 日に成立した「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」<u>及び 4 月 12 日に成立した「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」</u>の早急な施行に努めるとともに、迷惑メールにかかる苦情処理体制の充実、指定法人による適正化業務の遂行に向けた環境整備等所要の施策を 2002 年度中に講ずる。（総務省、<u>経済産業省</u>）
9	（施策を追加）	<u>）2002 年度中に、映像コンテンツの光刺激等による生体への影響に関する基礎的な調査を行い、その結果を踏まえ、コンテンツの生体影響指標の標準化を含めた対策のあり方について検討する。（経済産業省、総務省）</u>

	修正前	修正後
10	4 .行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (4)具体的施策 行政の情報化 ア)国、地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進 c) 行政手続の電子化) 各府省は、可能な限り、2002年度中に個別の申請・届出等手続のオンラインシステムを整備する。その際、オンライン化前のできる限り早期にシステムの運用開始時期、仕様等の関連情報について <u>国民等に提示する。</u> (全府省)	4 .行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (4)具体的施策 行政の情報化 ア)国、地方を通じた行政情報化の総合的・一体的推進 c) 行政手続の電子化) 各府省は、可能な限り、2002年度中に個別の申請・届出等手続のオンラインシステムを整備する。その際、オンライン化前のできる限り早期にシステムの運用開始時期、仕様等の関連情報について、<u>利用者一人一人がオンライン化の利便性に対する理解を深められるよう、分かりやすく提示する。</u> (全府省)
11	イ) 地方公共団体の取組支援 c)すべての地方公共団体でシステム構築に取り組めるようにするための環境整備 団体規模や能力等にかかわらず、すべての地方公共団体においてITを活用した業務改革が推進され、質の高い住民サービスの提供が図られるよう、システム構築のための環境整備等の必要な支援を行う。	イ) 地方公共団体の取組支援 c)すべての地方公共団体でシステム構築に取り組めるようにするための環境整備 団体規模や能力等にかかわらず、すべての地方公共団体においてITを活用した業務改革が推進され、質の高い住民サービスの提供が図られるよう、<u>市町村合併の動向も踏まえつつ</u>、システム構築のための環境整備等の必要な支援を行う。
12	5 .高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (1)現状と課題 さらに、最近のネットワークを取り巻く内外の情勢の変化、例えば、昨年9月の米国同時多発テロに見られるような国外からの脅威の増大や、サイバー犯罪に関する条約の署名などの国際的な取組の進展等の状況の変化も踏まえれば、従来以上に国際調和のとれた情報セキュリティ対策を推進していくとともに、いわゆるサイバーテロ対策など緊急事態への対処能力の向上を進め、情報セキュリティに係る人的・技術的基盤の層を厚くしていくことが必要である。	5 .高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (1)現状と課題 さらに、最近のネットワークを取り巻く内外の情勢の変化、例えば、昨年9月の米国同時多発テロに見られるような国外からの脅威の増大や、サイバー犯罪に関する条約の署名などの国際的な取組の進展等の状況の変化も踏まえれば、従来以上に国際調和のとれた情報セキュリティ対策を推進していくとともに、いわゆるサイバーテロ対策など緊急事態への対処能力の向上を進め、情報セキュリティに係る人的・技術的基盤の層を厚く<u>するほか、セキュリティに関する知識の普及啓発を推進</u>していくことが必要である。

	修正前	修正後
13	(3)これまでの成果 民間部門における情報セキュリティ対策及び普及開発 (施策の末尾に追加)	(3)これまでの成果 民間部門における情報セキュリティ対策及び普及開発 ・ <u>小学校及び中学校において情報モラルなどの学習を実施(文部科学省)(2002年度の新学習指導要領から実施)</u>
14	(4)具体的施策 政府の情報セキュリティ確保 各府省において情報セキュリティポリシーの継続的な評価・見直しを実施し、その水準を一層向上させるとともに、政府の情報セキュリティ水準の高い製品等の利用、重要システムのバックアップ、擬似アタックを含めた情報セキュリティ評価の実施等、国民に信頼される電子政府の構築を推進する。	(4)具体的施策 政府の情報セキュリティ確保 各府省において情報セキュリティポリシーの継続的な評価・見直しを実施し、その水準を一層向上させるとともに、政府の情報セキュリティ水準の高い製品等の利用、重要システムのバックアップ、擬似アタックを含めた情報セキュリティ評価の実施等、国民に信頼される電子政府 <u>及び電子自治体</u> の構築を推進する。
15	横断的な課題 1 . 研究開発の推進 (2)研究開発の推進方策 また、情報通信分野の多くの領域では、研究成果が制度的あるいは実質的(デファクト)な国際標準として認められて実際に活用され、産業競争力の強化にもつながることが重要である。このため、民間における積極的な取組を促進するとともに、必要に応じて、国も可能な限り標準化のための支援を行う必要がある。	横断的な課題 1 . 研究開発の推進 (2)研究開発の推進方策 また、情報通信分野の多くの領域では、研究成果が制度的あるいは実質的(デファクト)な国際標準として認められて実際に活用され、産業競争力の強化にもつながることが重要である。このため、民間における積極的な取組を促進するとともに、必要に応じて、国も可能な限り標準化のための支援を行う必要がある。 <u>一方、後述するような国が率先する形で研究開発を推進する技術については、国が民間企業等との連携の下、積極的かつ主体的に国際標準の獲得に努めていくことも重要である。</u>

修正前	修正後
(1)基本的考え方 なお、情報通信分野における研究開発の進展は、情報通信産業等の知識集約的な産業の創出・拡大のみならず、既存産業の革新のためにも重要であることから、情報通信分野固有の技術に加えて、他分野の技術との融合的な研究開発を進めることも必要である。 (3)重点領域 次世代情報通信技術等 次世代ヒューマンインターフェース技術、シリコンに代表される現在の技術を越えた量子工学技術など新しい原理・技術を用いた次世代情報通信技術、ナノ技術やバイオ技術など他分野と連携した新しい技術の創造、高度な交通情報システム（ITS等）、宇宙開発（通信）環境、防災、ロボティクスなど他分野との連携の下で行う高度な情報通信技術等の融合領域の研究開発を推進する。 <u>このうち、情報バリアフリー対策を含むデジタル・ディバイド是正のための研究開発や、公共分野の情報化に資する研究開発等、市場原理のみでは戦略的・効果的に開発し得ないものについては、国が率先する形で研究開発を推進することが必要である。</u>	(1)基本的考え方 なお、情報通信分野における研究開発の進展は、情報通信産業等の知識集約的な産業の創出・拡大のみならず、既存産業の革新のためにも重要であることから、情報通信分野固有の技術に加えて、他分野の技術との融合的な研究開発、<u>及び情報通信技術が社会・人に与える影響等に関する研究開発を進めることも必要である。</u> (3)重点領域 次世代情報通信技術等 次世代ヒューマンインターフェース技術、シリコンに代表される現在の技術を越えた量子工学技術など新しい原理・技術を用いた次世代情報通信技術、ナノ技術やバイオ技術など他分野と連携した新しい技術の創造、高度な交通情報システム（ITS等）、宇宙開発（通信）環境、防災、ロボティクスなど他分野との連携の下で行う高度な情報通信技術<u>や映像等に対する生体安全技術等</u>融合領域の研究開発を推進する。 <u>これらのうち、情報バリアフリー対策を含むデジタル・ディバイド是正のための研究開発や、映像等に対する生体安全技術に関する研究開発、公共分野の情報化に資する研究開発等、市場原理のみでは戦略的・効果的に開発し得ないものについては、国が率先する形で研究開発を推進することが必要である。</u>

修正前	修正後
3 . デジタル・ディバイドの是正 (2)年齢・身体的な条件の克服 年齢、身体的な条件により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう、地方公共団体等における施設のバリアフリー化、障害者や高齢者等に配慮した情報提供等のバリアフリー化や情報通信関連機器・システム等の開発を推進する。 <u>障害者・高齢者のための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等</u> 障害者や高齢者が容易に利用できる情報通信関連機器・システム(パソコン等) サービスの開発・普及等を促進するとともに、そうした機器・システム等を設置したバリアフリー型の IT が利用できる施設の整備について補助を行う。また、障害者や高齢者が簡単にインターネット利用等をできるようにする技術等の研究開発や、障害者、高齢者にとってアクセシブルなホームページの点検システムの開発を進めるとともに、行政をはじめとしてその利用・普及を積極的に促進するなど、情報バリアフリー化を推進する。	3 . デジタル・ディバイドの是正 (2)年齢・身体的な条件の克服 年齢、身体的な条件により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう、地方公共団体等における施設のバリアフリー化、障害者や高齢者、<u>子ども等</u>に配慮した情報提供等のバリアフリー化や情報通信関連機器・システム等の開発を推進する。 <u>障害者、高齢者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等</u> 障害者や高齢者が容易に利用できる情報通信関連機器・システム(パソコン等) サービスの開発・普及等を促進するとともに、そうした機器・システム等を設置したバリアフリー型の IT が利用できる施設の整備について補助を行う。また、障害者や高齢者が簡単にインターネット利用等をできるようにする技術等の研究開発や、障害者、高齢者にとってアクセシブルなホームページの点検システムの開発を進めるとともに、行政をはじめとしてその利用・普及を積極的に促進するなど、情報バリアフリー化を推進する。<u>また、IT 環境の整備にあたっては、子どもに配慮するとともに、子どもに親しみやすく安全なものとするよう留意する。</u>